国民年金の手続きはお済みですか

国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の人すべてが加入する制度です。

届け出を忘れると、将来年金が受け取れなかったり、受け取る金額が少なくなったりする場合がありますので、次のようなときには、必ず市役所または連絡所で届け出をしてください。

①20歳になったとき

※会社員や公務員などでない人

②会社員や公務員でなくなったとき

60歳になる前に会社などを退職した人（厚生年金保険や共済年金の被保険者でなくなったとき）

③収入が増え、被扶養配偶者でなくなったとき

収入が増え、会社員や公務員などの被扶養配偶者でなくなったとき（パート収入が130万円以上になったとき）

④配偶者が退職したとき

配偶者が退職し、会社員や公務員などの被扶養配偶者でなくなったとき（配偶者が65歳に達したときを含む）

社会保険事務所での現金納付の廃止について

保険料収納事務の効率化と正確性のさらなる向上を図るため、5月から原則として、社会保険事務所の窓口における現金納付が廃止されました。

なお、納付書による納付場所は、全国の銀行などの金融機関、郵便局またはコンビニエンスストアです。

※詳細については、美濃加茂社会保険事務所（電話25・8181）へ

問　市民課　内線223

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の保険料支払いのお知らせ

制度開始に伴って被保険者の皆さんからの保険料は、基本的に年金からの特別徴収（年金からあらかじめ保険料を差し引く方法）でお支払いいただくことになっていますが、さまざまな事情により特別徴収できない人もみえます。

7月には20年度の保険料が決定し、次のような通知書などを送付します。対象となる人は、5月末日までに資格を取得された人です。

【7月に届く通知書】

○4月からの特別徴収に引き続き10月・12月・2月も特別徴収でお支払いいただく人

・特別徴収をお知らせする通知書

○10月から特別徴収でお支払いいただく人

・7月から9月までは月ごとにお支払いいただくための納付書および10月から特別徴収を開始することをお知らせする通知書

○特別徴収にならない人

・7月から21年3月まで毎月お支払いいただくための納付書

○被用者保険の被扶養者であった人で

①10月から年金でお支払いいただく人

・10月から特別徴収を開始することをお知らせする通知書

②納付書でお支払いいただく人

・10月から21年3月まで毎月お支払いいただくための納付書

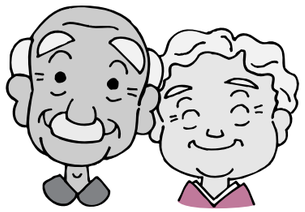

【年金から特別徴収されないさまざまな事情（例）】

・年額18万円以上の年金を受け取っていない人

・介護保険料と合わせた保険料額が年金の2分の1を超える人

・介護保険料が特別徴収となっていない人　などがあります

◇口座振替について

納付書でお支払いいただく人のうち口座振替を希望される人は、金融機関へ申し込みが必要となります。ただし、金融機関へ申し込まれた翌月からの振替となります。

※国民健康保険料などが口座振替だった人も再度申請が必要です

問　保険課　内線217

みのかも演劇ワークショップ2008

地域で創造活動を志す人を育成し、「相手に伝える」という演技の基本などを学び、演劇発表会も行います。

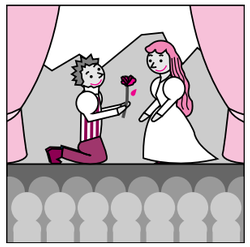

◇と　き　6月21日（土）～9月23日（祝）〔全8回〕
◇ところ　文化会館
◇講　師　吉田　重幸さん（俳優、演出、ワークショップファシリテーター）
◇対　象　16才以上で全日程に参加できる人
◇定　員　30人（先着順）
◇受講料　一般・大学生4,000円
　　高校生2,000円
◇申込み　文化会館にある申込書に記入の上、直接または郵送（〒505－0025島町2－5－27）、FAX（25・1100）で文化会館へ

問　文化会館　25・1108

6月は『外国人労働者問題啓発月間』

外国人の労働者を雇い入れる場合は、就労可能な在留資格であるかの確認が必要です。また、外国人労働者にも労働関係法令が適用されます。外国人労働者の適正な雇用の推進および不法就労の防止について、事業主をはじめ皆さんのご理解とご協力をお願いします。

平成19年から、すべての事業主に、外国人労働者（特別永住者などを除く）の雇用および離職の場合に、当該外国人労働者の氏名・在留資格・在留期間などを確認し、ハローワークへ届け出ることが義務化されています。

※詳細については、岐阜労働局職業対策課（電話058・263・5563）または最寄りのハローワークへ

問　商工観光課　内線262

下水道に接続しよう！

下水道の使用できる区域では、速やかに下水道管に流すための宅内排水設備を設けていただき、くみ取り便所については水洗便所に改造していただく必要があります。

また、下水道が使用できる区域で建物の新築などをする場合は、水洗便所でなければ建築許可が受けられません。

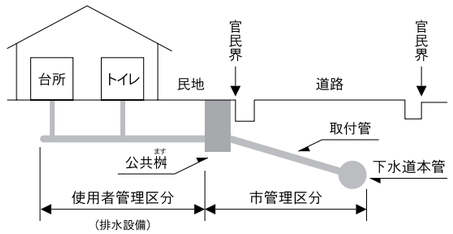

衛生的で快適な生活環境をつくるため、また、河川などの自然環境保全のためにも、皆さんのご協力をお願いします。

※下水道が使用できるようになってから3年以内に宅内改造する人については、「融資あっせん・利子補給」の支援が受けられます

※宅内排水設備の見積もりなどは、「指定店」に依頼して下さい。「指定店」については、下水道課へ問い合わせいただくか市のホームページに掲載してあります

【注意1】

下水道へタオルやぞうきん、水に溶けないティッシュペーパーなどを流さないでください

【注意2】

最近、調査・清掃業者と称して、強引に宅内排水の清掃作業をして、高額な料金を請求された例がありますので、十分ご注意ください

問　下水道課　内線291